肺がん一次検診機関の認定登録条件

１.熊本県内において肺がん一次検診を実施しようとする検査機関は、熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会肺がん部会(以下「部会」という。)に登録しなければならない。

２.認定登録条件

(1)胸部エックス線検査

ア.撮影方法（日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第８版より抜粋）

①デジタル撮影とし、Ｘ線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート（IP）を用いた CR システム、平面検出器（FPD）もしくは固体半導体（CCD、CMOS など）を用いた DR システムのいずれかを使用する。管球検出器間距離(撮影距離) 150cm 以上、Ｘ線管電圧 120～140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比 8:1 以上、の条件下で撮影されることが望ましい。

②肺がん検診用として推奨する胸部Ｘ線デジタル画像の読影用モニタの条件

胸部Ｘ線デジタル画像の読影用モニタについては、日本医学放射線学会が定めたガイドラインにより画素は１Ｍ以上が必須とされ、さらに最大輝度が 350cd/m2 以上の明るいモニタが推奨されており、これに準拠することが望ましい。

イ.二重読影

十分な経験を有する二名の読影医師(部会認定登録読影医)により、同時に又はそれぞれ独立して読影を行うこと。

(2)喀痰細胞検査

呼吸器の細胞診に習熟した臨床検査技師、医師を有し、さらに検査に必要かつ十分な設備を有すること。

なお、細胞診の検体検査部分を他の検査機関に委託する場合は、部会において喀痰検査実施機関として認定登録された機関との委託契約書の写しを添付すること。

(3)判定

比較読影及び総合判定の実施にあっては、部会の定めた総合判定委員を一名以上並びに二重読影に従事した医師で構成すること

(4)登録の期間・認定審査手数料

①登録の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

３.遵守事項

部会から検査に関する資料の提出を求められた場合は、直ちに報告すること。